

京都市告示第376号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成24年12月20日

京都市長 門川大作

道路の種類           市道  
 供用開始の期日       告示の日  
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
嵯峨経74号線	右京区嵯峨一本木町30番地の9地先から	旧	メートル 60.90	メートル 0.90 ~ 5.09
	同町30番地の7地先まで	新	58.70	3.28 ~ 5.30
嵯峨経75号線	右京区嵯峨一本木町30番地の12地先内	旧	3.30	5.00
		新	3.30	4.97 ~ 9.09
醍醐緯211号線	伏見区醍醐上端山町85番地地先内	旧	1.90	13.45
		新	7.40	10.90 ~ 13.73

(建設局土木管理部道路明示課)